

行政書士とちぎ

1

Jan. 2018

No. 493



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2018年

1 月号

CONTENTS

1	目次
2	平成30年会長年頭所感
3	新年知事挨拶
4	新年挨拶（栃木県議会議長・栃木県市長会会長）
5	新年挨拶（栃木県町村会会長・栃木県行政書士政治連盟会長）
6	年男年女のみなさん
11	栃木県行政書士会の動き
15	申請取次行政書士の動向
16	支部だより
18	栃木県行政書士カレンダー（2月）
19	日行連だより
19	業務情報
21	おじゃましま～す！
22	支局かわら版（日光）
23	木もれび
24	研修会のお知らせ
28	政連だより
29	談話室
30	会員の動き

No. 493

今月の表紙

茶臼岳（那須町）

写真提供（公社） 栃木県観光物産協会



平成30年 会長年頭所感



栃木県行政書士会

会長 横山 眞

新年おめでとうございます。

会の事業運営に対する皆様のご協力に感謝申し上げます。

昭和の時代の代表的な実業家、経営者である松下幸之助氏がこのようなことをおっしゃっていたそうです。「人には、それぞれ当然やるべきことがあり、これを互いに責任を持って貫いてゆくというところに、信頼関係の基礎がある。」

では、行政書士のやるべきこと、責任とは何なのか。

行政書士の業務は、官公署に提出する書類の作成だけではありません。私人間の権利義務や事実証明に関する書類の作成も、その業務としています。官公署に提出する書類の作成を適正に行うことにより「行政に関する手続の円滑な実施に寄与」すること、あわせて、私人間の権利義務や事実証明に関する書類を適正に作成することにより「国民の利便に資すること」が、行政書士としてやるべきこと、役割なのです。

この役割を果たすために責任が生じます。行政書士の資質向上、その業務が適正に行われることを目的とし行政書士法第10条が設けられています。行政書士の責務を次のように定めています。

「行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」

また、行政書士の業務は、依頼者の秘密に関わることもあり、行政書士はその秘密を守らねばなりませんし、業務の公正保持等々行政書士法やその施行規則などに行政書士として守るべきルール、その役割を果たすための責任について書かれています。まずは、これらを遵守し、責任を果たすことが、依頼者の信頼を得るための第一歩です。信頼がなければ私達の仕事は成り立ちません。

私達は、専門家として責任を自覚し、職業倫理を守り、行政書士としての業務を遂行しなければなりません。依頼者そして社会からさらに信頼を得られますよう業務に対する専門的知識を高めると共に、コンプライアンスを常に意識し業務を遂行していきましょう。

行政書士会の事業の要諦は、会員が行政書士として、その役割、責任を果たし、依頼者に対しよりよいサービスを提供し、社会に貢献できるよう、環境を整えてゆくことにあります。今後とも会員諸賢の会の事業に対する積極的な関与をお願いいたします。

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。
栃木県行政書士会の皆様には、日頃から、県民や企業と行政とをつなぐパイプ役として、御尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

日本経済は、国内総生産が7期連続のプラス成長となり、有効求人倍率は全都道府県で1倍を上回るなど、緩やかな回復基調が続いておりますが、地方においては、賃金の伸び悩み等から、景気回復の実感は乏しいとの声も聞かれます。

こうした中、昨年は、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」の各プロジェクトを推進するとともに、地方創生の更なる深化に向けて、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生1^{いちご}5戦略」に掲げた取組を積極的に展開して参りました。特に計画の中間年にあたる「1^{いちご}5戦略」については、「県民所得」や「観光消費額」、「農産物輸出額」などの指標は順調に推移しているものの、「転出超過数」など人口動態に関わる指標は改善が見られず、より実効性のある取組を進めていく必要があります。

このため、「元気発信プラン」や「1^{いちご}5戦略」に基づく施策につきましては、国の「人づくり革命」等とも呼応しながら、それぞれの進捗を踏まえより確かな成果に結びつくよう、更に取り組を加速させて参ります。特に、U I Jターンの推進や女性が働きやすい職場環境の整備、関西圏等における観光や企業誘致に関する情報の発信力強化などに取り組むことにより、「とちぎ創生」の実現を図るとともに、市町との協働による水害対応タイムラインの作成や妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく支援できる仕組みづくりなど、「安全・安心なとちぎづくり」を推進して参ります。

また、いちごの生産量50年連続日本一を契機に1月15日を「いちご王国・栃木の日」として宣言し、県内各地でのイベントや多様な主体による協賛事業などの集中プロモーションを展開することで、栃木県のブランド価値の向上と県産いちごの更なる発展を図ります。

春には、JRグループと協働で取り組む大型観光キャンペーン「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン（DC）が、本番を迎えます。国内外から訪れる多くのお客様に栃木を満喫していただき、また訪れたいと思っただけのよう、心のこもった“おもてなし”でお迎えして参りたいと考えております。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、昨年10月に、ハンガリーオリンピック委員会と事前キャンプに関する覚書を締結しました。すでに陸上競技における事前キャンプの実施が決定したところですが、更に多くの競技種目で事前キャンプが実現できるよう取り組んで参ります。加えて、ハンガリーとのスポーツ・文化交流やとちぎ版文化プログラムの推進を通じ、東京2020大会に向けた機運の醸成を図るとともに、2022年に本県で開催します第77回国民体育大会「いちご一会（いちえ）とちぎ国体」・第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会（いちえ）とちぎ大会」の成功へとつなげて参ります。

社会が大きく変化する中、時代の潮流を的確にとらえ、栃木県の強みを十分に生かしながら、すべての分野で「選ばれるとちぎ」の実現を目指して、全身全霊で取り組んで参りますので、栃木県行政書士会の皆様のより一層の御理解と御支援をお願いいたします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が栃木県行政書士会の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

平成30年1月

栃木県知事 福田 富一



新春のごあいさつ

栃木県議会議長 小林 幹 夫

新年おめでとうございます。

会員の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年3月、私は、諸先輩方が築かれた栃木県議会の歴史と伝統を引き継ぎ、第104代議長に就任いたしました。これまでの取組で生み出してきた地方創生の潮流を確かなものとし、更なる深化を図っていく重要な時期の就任であり、公正かつ円滑、そして活気にあふれる議会運営に、全力で取り組んで参りました。お陰をもちまして、その重責を果たしながら新春を迎えることができました。これもひとえに皆様方の温かい御支援、御協力の賜と、心から感謝申し上げます次第であります。

現在、我が国は、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の大きな転換期を迎えております。

そのような中、人口減少問題を克服し将来にわたる地域の活力を維持するため策定した「とちぎ創生15戦略」が計画期間の後半を迎える本年は、取組をさらに加速させ、より確かな成果へとつなげていく重要な年であります。栃木県議会といたしましては、県政の方針を決定する議決機関としての役割をしっかりと果たすことで、引き続き「とちぎ創生」の実現を支えて参る所存であります。

また、昨年を振り返りますと、「ツール・ド・とちぎ」をはじめ、「本物の出会い 栃木」プレデスティネーション・キャンペーン（DC）など様々な大会が本県で開催されました。国内外から多くの方が本県を訪れたと伺い、私は「とちぎ」の持つ素晴らしい魅力・実力をあらためて認識いたしました。この春にはDCが本番を迎え、2年後には「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」、そして4年後には本県で「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が開催されるなど、今後も「とちぎ」を広く発信する機会が数多く控えております。

こうした機会を最大限に活用し、「とちぎの力」を国内外にアピールしていくことが、「選ばれどちぎ」につながっていくものと確信しております。

どうか皆様方におかれましては、「行政手続きの専門家」・「街の法律家」としてのお立場から、行政運営の円滑化や県民の生活向上のため、今後とも御尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



新春のごあいさつ

栃木県市長会会長 佐藤 栄 一

明けましておめでとうございます。

2018年の年頭にあたり、県内市長を代表いたしまして、御挨拶申し上げます。

昨年は、リンク栃木ブルックスが、バスケットボールBリーグの初代王者に輝いたほか、県内各市町をコースとする自転車ラインレース「ツール・ド・とちぎ」や大型観光企画として「プレ・デスティネーション・キャンペーン」の開催など、本県の知名度アップにつながる新たな取組もスタートした年でありました。

私たち栃木県市長会といたしましては、14市相互の連携をさらに強化していくことはもとより、栃木県、栃木県町村会などとも連携しながら、住民が安全で安心な生活が送れ、持続的に発展し続けるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

栃木県行政書士会の皆様におかれましては、行政手続きの専門家として、また、地域住民と行政のパイプ役として、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新春のごあいさつ

栃木県町村会会長 古 口 達 也

平成30年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
行政書士会の皆様には、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

目まぐるしく社会情勢が変化していく中で、住民と行政をつなぐ架け橋として、ご尽力いただいております行政書士の皆様に対し、深く敬意を表する次第であります。

今日、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、併せて、税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされております。

そうした中、我々栃木県町村会11町は、連携を一層強固なものにし、地方創生施策をより一層推進し、豊かな住民生活と個性溢れる地域づくりに邁進すべく、決意を新たにしているところであります。

行政手続きの専門家であります行政書士の皆様におかれましては、今後とも町村行政の円滑な遂行と地域住民の福祉の増進に対し、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

年の始めに当たり、栃木県行政書士会のますますのご発展と、皆様にとって幸多き一年でありますようお願い申し上げます。



新年のご挨拶

栃木県行政書士政治連盟会長 青 木 勇 夫

皆様 新年おめでとうございます。

先ずもって、平成29年10月22日（日）投開票で行なわれました第48回衆議院選挙におきましては、各位に多大なるご協力をいただきまして誠にありがとうございました。特に2区の皆様方には並々ならぬご支援とご協力をいただきまして心よりお礼を申し上げます。

さて、政治と人と組織の関係ですが、常に政治を基に人が動き組織が動くという相関関係が日常です。

特に私達の組織においては、特定行政書士制度の実現であると思えます。栃木会においては現在では44名という数になり、官公署に提出する書類に係る許可申請等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行なえ、今後の活躍を期待するものです。

私は、本会においては制度推進部に所属しておりますが、部においては非行政書士の排除の一環として、役所に農地法・都市計画法関係の申請の情報開示を求めたところ、いわゆる「海苔弁」の如く黒い部分があり文字が判読できない市町がありました。

よって、このような状況もあるため、議員連盟の皆様にお力添えをいただき、役所の方にも改善の働き掛けを行ってゆきます。そして、年末に行いました新しく誕生した首長への表敬訪問を行い、行政書士への関心の度合いを更に深めていただくお願いもして行きます。

本年も、行政書士の職域の拡大、そして地位向上実現のためにも、本会横山会長と手を携えて行きます。

どうぞよろしくお願いいたします。





年男年女のみなさん

私の気分転換

那須支部 小室信二

明けましておめでとうございます。今年で還暦を迎える那須支部の小室信二です。

私は1人若しくは友人と旅行をするのが趣味であり、年に数回、ひとときの気分転換を楽しんでおります。昨年は中国・近畿地方や箱根方面を旅行しました。（飛行機が苦手なので専ら国内旅行が中心です・・・）

旅行先では新しいものが目に入り、とても興味深く新鮮です。

又、最近では都内をあてもなく歩き散策する、「マイ散歩」も楽しみの一つとなっております。仕事に追われる日常生活を忘れ、リフレッシュすることで、新たな気持ちで業務に臨むことができるような気がします。

ちなみに今年の目標は、一足先に還暦を迎えた妻を説得し、「クルーズトレイン」に乗車することです。



成年にあたって

宇都宮支部 田代昌宏

新年あけましておめでとうございます。入会して17年ともなると、仕事面でも身体面でもそれなりに変化がありますが、昨年あたりからより大きな変化に直面している実感があります。IT業界のみならず、製造業やサービス業でもAI（人工知能）の導入に躍起になっていますし、銀行業界は仮想通貨への対応が必須となりました。そして年末には「安倍首相が電子申請による行政手続きにおける紙の添付書類撤廃を指示」との報道がありました。

予想されていた方も多いと思いますが、数年以内に社会が激変しそうな情勢です。対応次第でピンチにもチャンスにもなるでしょう。

よりアンテナを張って、判断力を磨いていきたいと考えています。



叙 勲

塩那支部 小瀬澤敏

私、平成29年秋の叙勲に際し図らずも瑞宝単光章の栄に浴しました。私の場合は平成29年8月ころ県警本部から叙勲の候補者として内閣府から内示があった旨のお知らせを頂きました。その後10月には叙勲の伝達式やら拝謁の日程等が届き、11月7日県警察本部において本部長から勲記と勲章を授与されまして、翌8日には皇居宮殿（春秋の間）において天皇陛下の拝謁を賜り感激の極みを感じて参りました。

これもひとえに皆々様の多年にわたるご懇情とご支援の賜とありがたく心より感謝致しております。

平成30年は丁度年男としての節目でもあり、今回の榮譽に恥じることをのないよう一層の精進を重ねる所存でありますのでどうぞ宜しくお願い致します。



4回目の成年を迎えて

宇都宮支部 松岡 英彦

来年で4回目の年男を迎えます。「光陰矢の如し」とはよく言ったものです。

写真で私が抱いているのは、姪と甥。甥は今年生まれたばかり。こんな年になってしまったのですね。

このように生まれ来る命もあれば、去りゆく命もあります。先日叔父が亡くなりました。初七日の供養は、住職が出張とのこと、代僧のお坊様にお経を読んでいただきました。このお坊様読経はとても立派だったのですが、講話が下手くそでした。「あの～、その～、・・・」と一分以上続き（隣に座っていた弟が忍び笑いを始め）、お坊様の口から「なんちゅーか」という言葉を聞いた途端、まるで屁でもこいているかのように「ププッ、ププッ、ププッ」と弟が笑いをこらえきれず嘔き出してしまったのです。また、その笑いが私の笑いのツボを刺激してしまったのです。ああ、なんということでしょう！霊験あらたかご利益満載のお寺の本堂。故人を偲び心癒される安らぎの時間が、死にもの狂いで笑いをこらえる地獄の数分間になってしまったのです。

お坊様、確かに笑ってしまった私達は悪うございます。でも、あなた様も少しは悪いのでございます。私のような俗物が言うのはとってもとってもおこがましきことなれど、あえて一言。

「まだまだ、修行が足りませぬ！」おわり



年男を迎えるにあたり

宇都宮支部 金田 修治

私は、2011年に行政書士登録しましたが、その時はまだ29歳で、栃木県行政書士会では最年少の部類に属しておりました。

それから7年経ち、今年で36歳の年男。四苦八苦しながらの事務所経営でしたが、皆様のご指導のおかげで、何とかここまで続けられることができました。

昨年にはようやく結婚をすることができましたので、今後は、今までの独りお気楽な事務所経営ではなく、家庭のためにも、堅実な事務所経営を目指したいと思います。

まだまだ若輩者ですが、今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



6回目の年男を迎えるにあたって

宇都宮支部 田代勝康

戌年生まれ、おお嫌だ72歳になるのですね。私は昭和40年に高校を卒業、ブラスバンドでトランペットを吹いていたことから音楽大学の進学も考えたが甘かった。航空自衛隊に入隊後、音楽隊員を受験、青森県三沢市の北部航空音楽隊に配属され、演奏活動に従事していました。そんななか「通信教育で大学を卒業して幹部にならないとつまらない」という先輩の勧めで、通信教育を始め、自衛隊の暖かい理解から4回の夏期スクーリングも長期休暇を許されて受講させていただき、入学から6年かかって卒業見込みとなったのが2回目の年男でした。

この頃「郷里の栃木県警察でも音楽隊を結成するそうだ、大学卒の警察官になり、結成間もない音楽隊に顔を出していれば音楽隊員になれるよ。」との情報が高校時代の恩師から入ってきました。

私は早速警察官の採用試験を受験、合格発表を受けて自衛隊を退職、警察官となったのです。しかし当時の警察学校の校長は私の警察人生を親身になって考えて下さり「大学まで出てチンドン屋はないだろう！警察官の使命はなんだ、犯人を捕まえてなんぼの世界だ、努力して刑事になれ！悔いを残すな！」と洗脳され？、警察人生の大半を刑事として過ごしました。でも音楽は捨てきれず、趣味でアマチュアジャズバンドを作り楽しんでおりましたが、50歳の時にはとうとうヘビースモーカーが祟り、肺癌を疾病してしまい、右肺の摘出手術を受けて生還、職場復帰となりました。

5回目の年男は翌年に定年を控え、「なんでもいいや、まだ働きたい、少しでも経験を生かせれば良い。」と考えていたところ、被害者支援センターでの相談専門員の募集を知り応募採用され、被害者の立場に立った相談、対応やら裁判の付き添い等刑事の経験を生かし有意義でした。しかしこれも定年となってしまいました。

65歳になると再就職先は激減、再就職先を模索中、遇々行政書士をしている先輩から「行政事務の経験のある公務員（警察官など）は行政書士の資格を取得できるがどうかと勧められて行政書士会の親切な対応から入会手続きができ、資格を取得しました。

当初不安だったものの、各種研修会に参加して諸先輩からご指導頂き、無理なく出来る車庫証明申請代行を中心に小遣い程度の仕事をしています。行政書士は一匹狼的な感じをうけましたがそんなことはありません。連帯感が強く、ややこしく難しい仕事は知り合った仲間先輩に相談、助言手助け、時には酒を酌み交わす機会が増えながらも気の許せる仲間の輪も広がり、生き生きとした行政書士生活を過ごしております。

そうそう私が昔取った杵柄といいますか、音楽活動も復活、昨年「死ぬ前にもう一度ステージに上がって演奏したい。」という仲間とともに年金受給者を対象としたアマチュアジャズバンド「ねんきんジョイフルオーケストラ」を結成、もうトランペットが吹けなくなった私はマネージャーに就任、楽しんでおります。6回目の年男は公私ともに大切な仲間達に支えられながら迎えられるそうです。まだまだ頑張りますのでよろしく願います。



一番左が田代会員

新年あけましておめでとうございます

宇都宮支部 伊澤 恵子

新年あけましておめでとうございます。今年は戌年の年女であるという事で寄稿させていただくことになりました。私も本会に入会しまして4年が過ぎ、5年目を迎えています。これもひとえに諸先輩方をはじめ、会員の皆様に支えられての賜物と思っております。

入会してからこれまで、たくさんの方々との出会いがありました。このような様々な方々との素晴らしい出会いは、私の人生の財産といえるものです。今年も色々な方々との出会いを大切に、一つ一つの事柄を丁寧に、一日一日を過ごすことができる一年にできればと思っています。



市民と役所を繋ぐ架け橋

塩那支部 岡村 浩雅

皆様、明けましておめでとうございます。入会して3年余りにも関わらず市民法務部の担当理事、さらに年男の年頭あいさつまで大変恐縮しております。日々業務で身につけた知識、そして議員として身につけた知識を武器に働いております。

子犬のように“キャンキャン”吠えているだけにならないよう、市民の幸福実現のため“市民と役所を繋ぐ架け橋”たるべく今年も走り抜いて参ります。



モルタルアート

明けましておめでとうございます

宇都宮支部 和氣 精

明けましておめでとうございます。

昨年3月に行政書士登録をさせていただいた和氣です。よろしくお願いいたします。

さて、私は永らく市役所勤めをしておりましたが家業のこともあり定年前に退職し、この2年余り、農業の勉強や資格取得にチャレンジして参りました。

県農業大学校の新規就農希望者基礎コースで、作物の栽培技術を学びながら大型特殊免許（農耕用）を取得したり、専門学校に通って宅建士資格を取得したりしながら、昨年3月には念願だった行政書士事務所を開業することが出来ました。しかしながら、開業しても実務が分かりませんので、現在は先輩の行政書士や行政書士会の実務研修で学ばせていただいているところです。写真は卓球のコーチをしているスポーツ少年団の忘年会の様子です（前列右から4番目）。

今年はせっかくの年男なのでワンダフルな1年にしたいと思います。



時代とともに

宇都宮支部 椎根 一雄

昨年4月に行政書士会に入会しました。

業務においては、インターネットの普及により、一般の方々も容易に情報収集ができ、ある程度の知識を得られることから、それ以上のサービスを提供できるようになる必要性を感じます。

当然のことではありますが、法律は改正され、技術は向上し、これらは時代とともに変わるため、常に対応できるようにはなりません。

行政書士会に入会し今年で2年目になりますが、会員である以上頼れる街の法律家として初心を忘れずに日々精進していきます。

今年もよろしくお願いいたします。



健康第一

鹿沼支部 大門 義典

新年あけましておめでとうございます。

昨年7月に入会させていただきました、鹿沼支部所属の大門義典（おおかどよしのり）と申します。甚だ未熟者ではございますが、ご指導の程、よろしくお願いいたします。

さて、戌年という節目を迎えるにあたり、特別な感情はございませんが、「戌」といえば、安産祈願の「戌の日」が思い浮かびます。

その当時、安産を願って誕生した我が子たち（息子6歳・娘5歳）も、これまで事故や大病無くすくすくと成長してくれました。

今年も家内安全・健康第一で、子どもたちと一緒に滑ることを目標として、家族でスキーをがんばろうと思います。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を祈念しまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



年男と還暦

栃木支部 毛塚 勝行

5回目の年男となります。すなわち還暦です。栃木県行政書士会入会後3回目の年男です。いまだに仕事や業務（会務・民生委員活動・市委嘱業務等）に振り回されていて、すっかり忘れていました。原稿依頼があって、「ああ、そうだった。」と思い出す始末です。

私が本当に還暦になるのは11月ですから、どちらかという到来年のことのように考えていました。しかし、早いですね、小生が60歳の年男ですか。何をやってきたかと過去を振り返ることもできず、いまだにこれからどうしていったらよいかと、将来のことばかり考える「自分」でいられることが幸せ者であります。

今後は、より一層健康には十分に留意して、自分に与えられた仕事や業務に邁進していきたいと思っております。まして、私生活も充実なものになりたいと思っております。

年の初めに当たり、私の雑感を申し上げますとともに、会員の皆様にとって、良き「戌年」となりますことをご祈念申し上げます。



栃木県行政書士会の動き

平成29年度（第3回）理事会開催

12月17日（日）午後1時30分より、喜連川温泉ホテルニューさくらにて、平成29年度第3回理事会が開催された。上程された議案は次のとおり。



議案第1号 平成29年度事業推進状況について（中間監査報告）

各部・委員会より、事業推進状況並びに積み残し事業について説明がなされた。続けて、監事より中間監査報告（平成29年度一般会計・頒布品特別会計・県収入証紙特別会計及び関係書類）がなされた後、いずれも承認された。

議案第2号 栃木県行政書士会封印業務の受託に関する規則の制定について

運輸交通風管部より規則の制定案が提示された後、可決承認された。この規則は、本会が丁種封印受託者となった事により必要となったもの。

議案第3号 栃木県行政書士会積立金管理規定の制定について

財務経理部より規定の改定案が提示された後、審議の結果、平成30年度第1回理事会で再度上程される予定。

議案第4号 栃木県行政書士会会則施行規則の改正について

総務部より規則の改定案が提示された後、可決承認された。入会・退会届出様式について、日本行政書士会連合会会則との整合性を図るため重複

文言を削除した。

議案第5号 栃木県行政書士会経理規定の改正について

財務経理部より規定の改定案が提示された後、可決承認された。組織改定に伴う役職名称の変更を図った。

議案第6号 栃木県行政書士会顕彰規定の改正について

財務経理部より規定の改定案が提示された後、可決承認された。形骸化している規定を削除した。

議案第7号 栃木県行政書士会内部講師派遣規定の改正について

制度推進部より規定の改定案が提示された後、可決承認された。多種多様な講師派遣の要望に対応するために、講師の選任を業務部長から会長に変更した。

議案第8号 栃木県行政書士会備品等貸出規定の改正について

土地利用開発部より規定の改定案が提示された後、可決承認された。測量機（トータルステーション）のデータ処理用ノートパソコン1台が追加された。

議案第9号 議案第2号から第8号における字句の一部修正について

今回議案として提出している各規則の制定又は改正にあたって、本文の趣旨に反しない字句の修正を総務部に一任することについて、可決承認された。

議案第10号 会費の免除申請について

申請理由は否認され、否決された。

本理事会で可決承認された規則・規定は、会員専用HPに順次掲載されます。

（広報部 山根輝雄）

事業承継研修会第3回「経営承継円滑化法による遺留分の特例」

12月7日（木）午後1時30分より、中小企業における「経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経営承継を円滑にするための遺留分に関する民法特例の研修が行われた。先月の事業承継における納税猶予研修に続き、事業承継の各論である。講師は宇都宮支部の久我臣仁会員。

民法によれば、遺留分を有する相続人は、相続の開始前（被相続人の生存中）に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができる。しかしこの特例では、一定の要件を満たす後継者が、「遺留分権利者全員との合意」及び「経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可」を経ることで、生前贈与された自社株式（持分）を遺留分算定基礎財産から除外することができるという制度である。

研修の内容については省略する。代わりに、参加された会員に向けて補足説明をする。

① 除外合意は既にされた贈与契約のみを対象としている。遺留分の事前放棄とは「相続」が発生する前にすることで、贈与契約後でもできる。将来の贈与契約についての除外合意はこの制度の対象外であり、特例は受けられない。贈与契約前の合意は、合意書に書いても良いが特例対象外となる。

② 合意は旧代表者の第一次の推定相続人である者の間ですするため、合意後、合意当事者に相続が

発生した場合、その相続人は当然に合意者の地位を引き継ぐ。合意は効力を失わない。合意当事者以外の推定相続人の出現とは合意の効力発生後の旧代表者の再婚や新たな子の出生等であり、この場合合意は無効である。合意当事者である非後継者の死亡による非後継者の相続人は、新たな旧代表者の推定相続人にはならないと解するので、合意は有効のまま。

合意後、旧代表者の生存中に「後継者」が死亡した場合、合意は無効となる。（これは経営承継円滑化法第10条に明記されている。）代襲相続うんぬんという話はそもそも出てこない。そのため、新たな後継者を交えて合意をすることになる。

③ 旧代表者死亡後に後継者が死亡した場合、そのまま合意のとおり進めてしまうと意図しない後継者に会社財産がわたってしまう場合もあるので、合意書に解除に関する条項等を記載し、経営承継円滑化法の趣旨を逸脱しないよう我々専門家が考えるべきである。

今回の研修は、これまでの事業承継研修に参加されていた会員が極めて少なかった。シリーズ研修である以上各講義は相互に関連している。そのカリキュラムすべてに参加したほうが習得度は高いと思われるが、残念である。

（中小企業支援部 綾部一成）

建設業研修会開催

12月12日（火）午後1時30分より、宇都宮市文化会館 3階 第1会議室において建設業研修会が開催されました。

受講者は補助者の方を含めて34名です。やはり建設業は、行政書士として定番の業務なので興味のある会員も多かったのではないのでしょうか。

今回は、栃木県県土整備部監理課建設業担当課長補佐 加藤茂様、主査 時庭靖岳様、主事 柏崎聖志様の3名を講師としてお迎えしました。

建設業、経営事項審査の制度について基本的なことや改正点、具体的事例の紹介、書式でよくある間違いなど細かいところまで詳しく解説していただきました。

我々行政書士として書類を作成するにあたり、

たいへん参考になる研修会でした。

また、業務を始めて間もない会員の方にもわかりやすい研修会だったと思います。

今後も定期的に栃木県県土整備部監理課建設業ご担当者様をお迎えして、このような研修会を企画していきたいと思っております。

（建設環境部 江藤正巳）



市民法務部 シリーズ「相続」 第5回 研修会



12月14日(木)午後1時30分より栃木県教育会館3階 大会議室にて、シリーズ「相続」第5回研修会が開催されました。

今回は2部形式、まず第1部は宇都宮地方法務局不動産登記部門 統轄登記官 青木恒一氏より、本年5月から運用が開始された「法定相続情報証明制度」についての講義がありました。

「法定相続情報証明制度」とは、各種の相続手続きの際に必要な戸籍関係書類一式を提出する手間を省力化して、手続きの負担軽減を図る制度です。本制度の利用上の留意点は、相続人の住所は任意的記載事項であることや相続放棄や遺産分割の結果は記載されないことや、廃除された推定相続人の氏名等は記載されない、といった点があげられます。また代襲相続の場合、被代襲者の氏名は記載しないことや、承継による相続(数次相続)の場合は、被相続人と相続人兼被相続人の情報は2分の1、2分の2と別紙に分けて記載する等の注意がありました。詳細は法務局ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html でご確認ください。



続いて第2部は、本会小山支部会員である佐藤実氏より、「遺産分割協議書の書き方」を講義して頂きました。今回は佐藤会員作成の31ページものレジュメを使つての詳細な説明を頂き、大変参考になりました。特に、遺産分割協議書の記載例と作成のポイントでは、具体的記載例や捨印を押す場所や意義についてや、ケース別記載例では、相続人が共有して不動産を相続する場合や代襲相続、数次相続などほぼ実務を網羅する内容でした。

今回も実務ですぐ使える、まさに「痒い所に手が届く」内容でした。52名もの多くの会員に参加して頂きました。次回年明け以降もシリーズは続きますので、皆様の参加をお待ちしています。



(市民法務部 岡村浩雅)

※第1部講師の青木統括登記官からご提供のありました委任状様式を14頁に掲載してあります。



© 高井研一郎
研一郎

シリーズ「相続」研修会 第5回 第1部「法定相続情報証明制度」の講師・青木統括登記官からご提供いただいた委任状様式を掲載します。また、この委任状を含め「主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例」は法務局ホームページからダウンロードできます。
(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html)

委任状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 _____ 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記1から3までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

被相続人の最後の住所（又は本籍）

被相続人の氏名

死亡年月日

平成 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____

㊞

丁種封印制度開始に伴う説明会の実施

12月1日（金）午後1時30分より、栃木県行政書士会館において会員30名の参加の下、運輸交通風営部の主催による見出し説明会が実施されました。

これは従来甲種封印制度に基づき、自動車整備振興会から再委託を受け出張封印と言う形で業務を行ってきたわけではありますが、この度の法改正により全国の行政書士会が国交省から直接に封印業務を受託できる丁種封印制度が施行されたことにより、本県においてもこの丁種封印制度を積極的に取り入れることとなり今回の説明会の実施となったわけでもあります。

説明会は、先ず会長が今回の説明会が実施されるに至った経緯等について挨拶・説明があり、続いて当部専門員である石井会員より

①OSS申請共同利用システム（AINAS）について、OSSの概要、AINASの概要、AINASとOSSの関係、OSSの利用準備

②封印制度の基礎として、封印制度の根拠法令である道路運送車両法第1条の目的、封印の意義と必要性、封印制度のあり方、行政書士と封印制度についての説明がなされ、続いて当部部長である副会長の鈴木会員より、丁種封印制度とは、国交省と栃木県行政書士会が封印業務について委託契約を結びこれにより国交省から委託を受けた栃木県行政書士会が本会会員で丁種封印会員に登録された者に封印を再委託するもので、この再委託を受ける会員になるためには①事前研修を受け考

査に合格した者②自動車登録業務に関し3年以上の実務経験を有する者で①及び②のいずれかの要件を満たしている者であること。さらに丁種会員に登録された者は受益者負担の原則に基づき入会金及び年会費を納入する事など、丁種封印制度の導入に伴う運営、管理について細かい説明がなされました。

以上の説明を受け、参加者の中から多くの質問が寄せられ丁種封印への関心の高さが窺われ、盛況で有意義な説明会となりました。

一人でも多くの会員諸氏が丁種会員になり業務の拡張につながり収益増になれば幸いです。また、この丁種封印制度が順調に運営・管理できるように部員一同、粉骨砕身頑張る所存であります。



（運輸交通風営部 相山有美）



栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（12月）	2名
更新申出（12月）	2名
退会による減少	1名
申請取次行政書士（12月末現在）	113名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）

次回の予約締切日：1月31日（水） 受付日：2月14日（水） 時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ-会員専用ページ-各種データ-事務局関連 をご覧ください。



【足 利】

支部役員会を開催

開催日 平成29年12月2日(土)
時 間 午後6時～午後7時30分
場 所 足利市民プラザ会議室
出席者 9名

主な内容としては、平成29年度の行政書士記念日における「市民公開講座及び無料相談会」については、平成30年2月24日(土)午後1時30分から足利市民プラザにおいて開催し、公開講座については、①「遺言・相続について」は宮下恭子会員が、②「成年後見について」は吉沢文雄会員が講師を務めて各30分を予定して、終了後に引き続いて無料相談会を開催し、支部役員が相談員として協力することが、決定・確認されました。また、内容に不備が指摘されていた足利支部内の「慶弔規程」及び「旅費及び日当等の支給に関する規程」について、相山有美副支部長が準備された各規程の「案」に対して話し合いが行われて、出席者全員の賛成によって、「慶弔規程」については役員会当日から、「旅費及び日当等の支給に関する規程」については、新年度から改訂・適用されることとなった。

また、報告が著しく遅延してしまい恐縮なのですが、行政書士強調月間に伴う市民無料相談会をさる10月21日(土)午後1時30分から足利市民プラザにて開催致しました。約30分相続に関する講話を堀越功支部長が行なった後、無料相談会となりましたが、台風直撃及び総選挙直前になってしまったためか、最近是好調だった参加者も少し寂しい人数でしたが、熱心な相談者に対して出席した役員全員で対応して、満足して帰っていただく事ができましたことを報告致します。

(支局長 杵渕 徹)

【小 山】

年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(月)午前7時30分より「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」への協力として、市内羽川交差点にて啓発チラシの配布運動を行いました。

この運動には小山支部として毎年数回協力しており、今回は5名が参加しました。

当日は真冬の早朝故さすがに寒気が厳しかったものの、風もなく穏やかな天候の中無事に活動を終えることができました。年末の事故防止のため、微力ながら協力できたことを有意義に感じました。

交通安全運動というとドライバーへの啓発活動が中心になりやすいですが、歩行者についてもドライバーから見えやすくするための工夫はとても大切です。今回の活動で、チラシと共に反射根付(ライトが当たると光るキーホルダーのようなもの)等も配布しましたが、皆さんもぜひ身近な方々に、歩行時にはドライバーから見えやすい明るい色の服装をする・反射材のついたものを身に付ける等の呼びかけをしていただき、大切な方を事故から守っていただければと思います。



(支局長 高橋真知子)

【栃 木】

栃木支部研修会及び忘年会

12月15日(金)午後3時より栃木市栃木公民館において、宇都宮地方法務局栃木支局統括登記官の矢野政弘氏を講師にお迎えし「法定相続情報証明制度」についての研修を行いました。

「法定相続情報証明制度」は平成29年5月より運用開始となった制度で、既に研修会に参加された方もいることと思います。

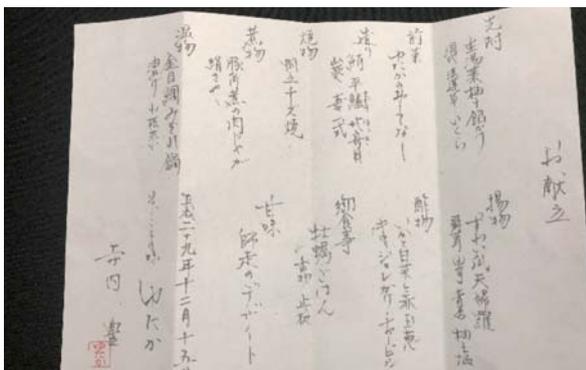


制度の背景には相続登記が未了のまま放置される不動産が増加し傾向にある、いわゆる所有者不明土地の問題が挙げられます。こうした所有者不明土地が2016年時点で九州より広い約410万ヘクタールにのぼるとされており、相続登記の促進をするため新設されました。

また、2018年度税制改正大綱には、長期間放置されている土地について登記する際にかかる登録免許税を軽減する特例措置も盛り込むとの報道からも政策を知り、周知・利用に努め、一体な支援を行うことで行政と国民に寄与できるものと考えます。

とはいえ、本制度は不動産がない場合においても利用可能で、一部金融機関等において従来の戸籍の東で行っていた相続手続きに替わるもので、手続きの負担軽減が図れることから相続に携わる方には、ぜひ利用していただきたい制度です。

まだ「法定相続情報証明制度」について時間を割くことがなかったという方には一度、この機会に目を通していただきたい。【法務局ホームページ】にてわかりやすく解説されています。



また研修会終了後は、「まごころの味 ゆたか」で今年最後の懇親会を行いました。

ここでの懇親会は私の知る限り二度目であり、なにより好きな場所でもあります。

今回も“会席お献立”が用意されており、元ミス日本という女将が挨拶をしたのち、料理が運ば

れてきます。

見た目にも鮮やかで、全部の料理が揃ったところで写真に収めたいとも思いましたが、早々と挫折しました。

今回はショートカットでお届けします。



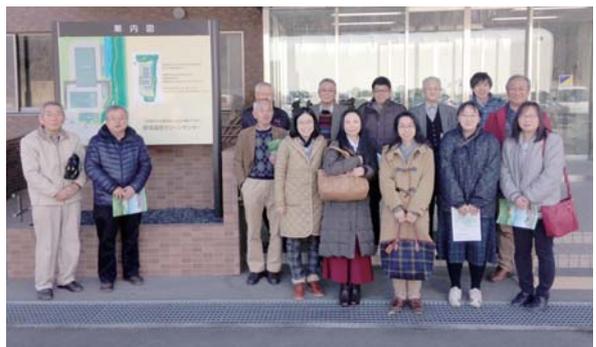
(支局長 大塚文子)

【那 須】

那須支部懇親会

12月21日(木)に那須支部の懇親会がありました。今回の懇親会は那須塩原市にある焼却場「那須塩原市クリーンセンター」の見学とイタリアンレストランでの昼食会でした。参加者は家族参加を含めて14名でした。「那須塩原市クリーンセンター」は地理的には那須塩原市の全体から見るとほぼ中央の森林地帯に立地している立派な施設です。センターのご担当者から焼却場の構成やどのようにゴミが処理されていくのか詳しい説明があり、参加者からも積極的な質問があり、ご担当者からは丁寧な応答があり、実りの多い施設見学でした。イタリアンレストランでは食事を堪能しながら、談笑が続きました。幹事さんからの粋な計らいのジャンケン大会で、参加者全員に年末ジャンボが配られました。年初には億万長者が生まれているかもしれません。楽しい一日となりました。

(支局長 村上文夫)





栃木県行政書士会カレンダー（2月）

日	予 定	時 間	主 催
1	木 丁種封印制度開始に伴う説明会	13:30～15:30	運輸交通風営部
2	金 暴力団等排除対策委員会	13:30～	暴力団等排除対策委員会
	支部長への連絡会	14:00～	総務部
5	月 登録説明会	10:00～	総務部
7	水 著作権研修会（DVD研修）	9:30～17:30	市民法務部
9	金 広報部会	13:30～	広報部
10	土 貨物自動車運送事業研修会 第4回	13:30～16:30	運輸交通風営部
	市民公開講座（於：小山市城南市民交流センター ゆめまち2階会議室）	13:00～	
14	水 T I A相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00～16:00	足利支部
	総務部会	13:00～	総務部
16	金 新春交流会（ホテル東日本宇都宮）	16:00～	
17	土 市民公開講座（於：佐野市役所1階 市民活動スペース）	13:30～	
	市民公開講座（於：総合コミュニティセンター大集会室）	13:30～	
18	日 市民公開講座（於：元気あつぷむら多目的ホール）	13:30～	
19	月 U C I A相談会	15:00～	国際部
	行政書士無料相談 （於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
21	水 K I F A相談会	10:00～	国際部
	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30～	国際部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）（予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
22	木 決算書の見方と財務諸表に関する研修会	13:30～15:00	中小企業支援部
	行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室） （予約問い合わせ：小山支部 生田目会員 0285-52-2350）	10:00～12:00	小山支部
23	金 登録説明会	10:00～	総務部
24	土 市民公開講座（於：いきいきふれあいセンター 大会議室）	14:00～	
	市民公開講座（於：足利市男女共同参画センター）	13:30～	
25	日 市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
27	火 シリーズ「相続」研修会（第7回）	13:30～16:50	市民法務部
28	水 行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）（予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297）	10:00～12:00	

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください。(要実費)

日行連No.	受信日付	文書の表題
856	H29. 12. 1	軽自動車関係手続における自動車検査証に記載する使用者住所の記載範囲について(周知)
902	H29. 12. 6	定期借家制度解説書「誰でも使える定期借家～契約のポイントとQ&A」の周知について
880	H29. 12. 6	平成29年度ADR調停人候補者実践セミナー(基礎編)の開催について
881	H29. 12. 6	平成29年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について
	H29. 12. 11	平成29年12月分会費納入について(お願い)
946	H29. 12. 15	成年後見制度利用促進基本計画に関する市区町村への働きかけについて(協力依頼)
957	H29. 12. 15	「国土計画シンポジウム」の周知について
981	H29. 12. 18	韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ
999	H29. 12. 25	継続検査OS S申請業務の推進について(お願い)
1000	H29. 12. 25	標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者が行うべき手続の周知について(お願い)
1011	H29. 12. 25	国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について(周知協力)
1013	H29. 12. 26	軽自動車保有関係手続のワンストップサービス稼働開始及びインターフェース仕様書等の開示・提供開始について(周知)
事務連絡	H29. 12. 27	韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ(訂正)



標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者が行うべき手続の周知について ～日行連より～

平成29年11月15日付日行連発第810号においてお知らせしたとおり、標準貨物自動車運送約款等の改正が行われ、平成29年11月4日より施行されております。

これに伴い、各トラック事業者は、新標準約款を使用する場合には、新標準約款を営業所に掲示するとともに運賃及び料金の変更届出を行い、使用しない場合には、旧標準約款等を使用することについて認可申請を行うとともに、認可後に旧標準約款等を営業所に掲示する必要があります(場合によっては運賃及び料金の変更届出も必要)。

本改正の施行から1か月以上が経過したところですが、これらの必要な手続の申請率が未だに低い状況であるとの情報があります。本件許認可申請業務に携わる行政書士としては、顧客である各トラック事業者に対して、標準貨物自動車運送約款等の改正及びこれに伴い行わなければならない手続について、積極的に周知を行い、申請率を上げていく必要があるものと考えます。

なお、本件については、日行連会員サイト「連con」でもご案内しております。

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧ください。



国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について ～日行連より～

国土利用計画法においては、一定面積以上の大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、土地の権利取得者（買主）は、契約締結の日から起算して2週間以内に、市町村長を經由して、利用目的や取引価格等を都道府県知事等に届け出なければならないとする土地取引規制制度（同法第23条第1項）が定められております。

今般、国土交通省より、当会に対する周知依頼とあわせて、各都道府県行政書士会へ周知のためのポスター及びリーフレットが送付されましたので、お知らせいたします。

なお、次の国土交通省ホームページに同制度は掲載しており、ポスター及びリーフレットのダウンロードが可能となっております。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧ください。



韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ ～日行連より～

韓国には、本邦の戸籍に代わる制度として家族関係登録制度がありますが、昨年の韓国の法改正を受け、同制度による証明書の取得に係る申請様式が変更されましたので、お知らせいたします。なお、委任状については、日行連で作成した書式の使用が可能です。

【駐日本国大韓民国大使館HP】

<http://jpn-tokyo.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/main/index.jsp>

【連 c o n】

<https://www.gyosei.or.jp/members/#/comments/5a3877d120f53a4242753997>

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧ください。

謹賀新年

新春を迎え皆様のご多幸をお祈り申し上げます
本年もよろしく願いいたします

スタッフ一同

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

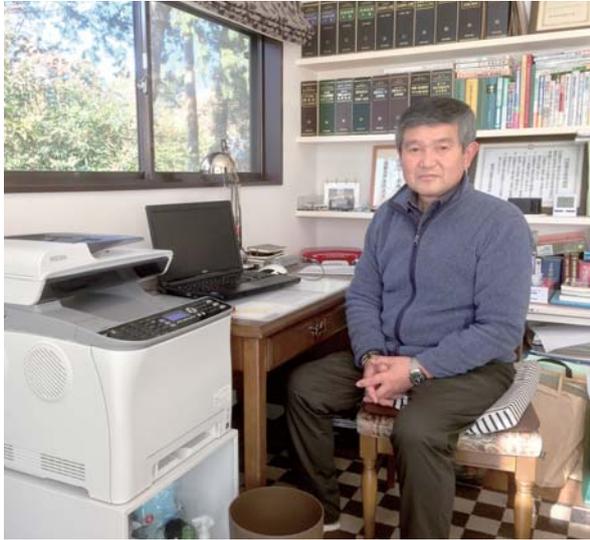
〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A
Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

HPリニューアルしました！

株式会社ネットコア



今月は、芳賀支部の大塚一芳行政書士事務所の大塚一芳会員の事務所におじゃましました。



氏名 大塚 一芳 (おおつか かずよし)
事務所名称 大塚一芳行政書士事務所
所在地 真岡市飯貝1222番地
入会日 平成26年3月1日

1. 平成26年3月1日に入会されていますが行政書士をやる前はどんなお仕事をしていたのですか？

J Aに40年近く勤めていました。「お客様にとって最初に頭に浮かぶ人間になれるよう自分自身が商品であるという意識を持ち、常に自分を磨き続ける。」ということポリシーとして仕事をしてきました。融資係をしていた頃に法律的な知識の必要性を感じて資格の勉強をし、宅建と行政書士の資格を取得しました。その後、資産管理部門に異動になった際には宅建の知識がとても活かされました。

2. 開業したきっかけは？

おかげさまでJ A勤務の頃は支店長などの重要な役職にも就いていましたが、自分自身の力がJ A以外で通用するのか試してみたいと思うようになりました。そこで、退職を機に行政書士としてチャレンジしようと思ったのがきっかけです。実はJ A勤務時代、せっかく取った行政書士の資格がほとんど活かされなかったのです(笑)。行政書士の活動を通じ、地元の方々となつながら、お役に立てればと思っています。

3. 学ぶ姿勢とチャレンジ精神、とても素敵です。では、開業後初めて請け負った仕事は何ですか？

同級生のお父様が亡くなり、遺産分割協議書の作成をしてほしいという依頼でした。そこで、その同級生のお父様が買ったまま所有権移転の登記をしていない土地があることが分かり、弁護士や司法書士と連携して仕事を行うことになったのですが、その最初の仕事を通じて、土業のネットワークが重要であることを学びました。

4. 開業して良かったと思うことは何ですか？

仕事が完了し、お客様からお金をいただく際、感謝の言葉を言われたときです。お金をいただいて、更に感謝までされる仕事はなかなかないと思います。お客様が喜んでくれて「お世話になりました。」と言ってもらえると“人の役に立てた”と強く実感します。

5. 仕事をする上で大切にしていることは？

お客様にとって、行政書士への依頼は一生に一度のことかもしれませんので、しっかり向き合っていかなければならないという思いです。しっかり向き合えば向き合うほどミスに対する怖さが付きまといます。入念な確認作業と手帳へ詳しくメモを記載するという日々のちょっとしたことを丁寧に行うことを心がけています。また、お客様からの相談について、客観的な正しい判断をするために役所の担当者や先輩行政書士など、様々な方々からの意見を求め、よく精査して回答するように心がけています。

6. 今後の業務展開は？

名刺に「あなたの身近な相談相手」と胸を張って書けるようになりたいですね。まだ行政書士としては“ひよっこ”なので、そのように書けるようになるには、もう少し時間がかかりそうです(笑)。

穏やかにお話をされる大塚会員。しかしその心に秘めた仕事に対する姿勢と情熱にはとても大きなエネルギーを感じました。大塚会員、お忙しい中インタビューに答えて下さりありがとうございました。大塚会員の今後の活躍を期待しております。

(芳賀支局長 矢野健太郎)



日光市大室にあるパワースポット【高麗神社】を紹介します！！

ここ高麗神社は、日光市大室の大山の中腹に鎮座し、近隣三十七ヶ村を代表する旧郷社の社格をもつ古社です。

社名にある「麗」は「水の神様」麗神（おかみのかみ）に由来しています。緑も水も新鮮な空気もいっぱいな神社です。

そして神社周辺の地域は「とちぎのふるさと田園風景百選」にも選ばれた懐かしい日本の姿が今でも残っている緑豊かな風情のあるところです。



さて、神社の入口、銀杏の木がある一の鳥居を過ぎ表参道を進むと左手には百合、右手には紫陽花と四季折々の草木が迎えてくれる静かな空間です。



そして本殿近くまで歩いていくと社務所、手水舎、御神水があります。御神水は湧水であり年間通して14度で参拝者の身も心も清めてくれます。



本殿と社務所には折紙があり、折紙に願い事を書いて鶴を折り奉納することが出来ます。

この鶴を折る時間が心豊かにしてくれますね。

私は家族の事を思いながら、一生懸命に鶴を折りました。出来上がったオレンジ色の可愛いらしい鶴を奉納しました。



また、木道や遊歩道が整備されていますので本殿の奥にある奥之宮やツリーハウスに足を延ばしてください。雑踏を離れ、木立の中の清流を眺めながら歩けば、心が軽くなります。

パワースポットとして県外からの参拝者も訪れる高麗神社です。疲れやストレスを感じたら是非ここで心身にエネルギーチャージを！！

(日光支局長 荒川 崇)



仕事柄、書類が山のように増えていく。いままでこなした業務の控えの書類にくわえて、資料の数々は膨大な量になる。お悩みになる同業者の方も多数いらっしゃると思う。

何年か前にテレビ番組で、あるビジネスウーマンの書類整理術を紹介していた。その女性は、会議に出席した当日に、もらった資料の半分以上を処分していた。会議室から自分の席についてすぐに書類を選別し始め、不要と判断した資料をバサバサとゴミ箱に捨てていた。

インタビュアーが話を訊くと「再び見る可能性がないから」と答えていた。

理屈としては、膨大な量の書類を持っていてもきちんと管理できないなら、持っていないのと同じである、とか言っていたような気がする。そのテレビ番組を観ていたとき、かなりショックをうけた。

昔、独身のとき、洋服の整理をしていると同じような服がたくさん出てきて愕然としたことがある。持っていること自体を忘れて同じような服を買ってしまうのだ。タンスの手前側においてある服ばかり着ていた。もったいないので着ていなかった服を着ようとしても、なんとなく気が乗らない。結局、かなりの服を処分した。

靴もそうだが、新しい靴を買うと古い靴は雨用にとっておこうとする。結局、靴が増えるばかりで取り出しにくくなってしまう。買ったら同じ数

を捨てないといけないのだ。

よけいな話だが、ハンカチも大量に持っている。別に収集家ではないのだが、あきらかに必要以上に持っている。なぜ必要以上に買ってしまったのか、いま考えても不思議だ。

趣味の雑誌や本も大量にある。引っ越しした時にだいぶ処分したのだが、いつのまにか増えている。無駄に買わないように制限していても、捨てていないから増えていくのだ。

大量のモノを所有すると、かえって管理が難しくなる。探す時間なり費用なりを失ってしまう点で話は似ていると思った。

思い切って書類や資料を捨てるのは、面倒であり、不安でもある。ひよっとしたら、あとで参考になるかもしれないが、現実として保管できるスペースは限られている。

ウソかホントか知らないが、モノを捨てることは開運につながるという話も聞いたことがある。そういえばモノがあふれている寺や神社を見たことはない。

ホコリをふこうとしても、モノがあるのとないのでは手間が全然違う。掃除をするのにもモノが少ないほうが効率はいい。

いろいろな弊害が出ないうちに少しずつ処分しようと思う。掃除は一気にやろうとしないことがコツだそうである。

(佐野支部 江藤正巳)

建設業経営状況分析は **No.1** (弊社調べ)
民間分析機関申請受付実績

ワイズ公共データシステムへ



株式会社ワイズと栃木県行政書士会様は業務提携をさせていただいております

建設業ソフト
無料

- ▶ 提携先の会員様は行政書士登録から5年間ソフトが無料!
- ▶ 登録から5年以上経過している会員様でも、インストール後、1年間無料。
さらに、年間1件の経営状況分析申請により、翌年も無料!

wisePDS ワイズ公共データシステム株式会社 TEL:026-232-1145 営業所:北海道/大阪/福岡
wise 株式会社ワイズ TEL:026-266-0710

ワイズ公共 検索



著作権研修会 (DVD研修)

市民法務部主催

研修をすべて受講し、効果測定で一定の成績を修めると著作権相談員名簿へ掲載されます。従って、以前に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。

- 開催日時
平成30年2月7日(水) 9:30~17:30
- 開催場所
栃木県行政書士会館2階
- 研修科目等

時間割		研修科目
1時限目	9:30~11:00	著作権法概論①
2時限目	11:10~12:40	著作権法概論②
3時限目	13:30~15:00	著作権法概論③
4時限目	15:10~16:40	著作権登録及び プログラム登録について
5時限目	16:50~17:30	効果測定

- 対象者
会員(補助者の方は受講出来ません)
- 受講料
500円
- テキスト代
1,500円
- 締め切り
1月29日(月) ※テキストの手配のため、締め切り厳守をお願いします。

再掲載

この研修会案内は12月号にも掲載していますので、既に申し込まれた方は再度の申し込みは不要です。

- ※修了者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。
- ※昼食ご希望の方は受講申込時にお申し込み下さい。

2018年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、2018年版「行政書士手帳」の販売をしております。

2019年3月までの予定表入りですので、これからでもご活用頂けます。

1. 手帳の仕様 ビニールシート 黒(169×83mm)分冊方式・差込式

2. 価格 980円

3. 販売方法 事務局にお越し頂ければその場で販売致します。

郵送ご希望であればお電話でお申し付けください(別途送料70円)。

(事務局電話番号: 028-635-1411)

※売り切れの際はご容赦ください。





研修
詳細

貨物自動車運送事業研修会 第4回

運輸交通風営部主催

- 開催日時 平成30年2月10日(土) 13:30~16:30
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 内 容 事業開始準備の支援 事業用自動車の登録等の知識を身につける
- 対象者 会員、補助者
- 講師 行政書士 石井 治夫
- 受講料 500円
(当日は事務局が開いていないため、お釣りの出ないようお持ち下さい。)
- 締め切り 平成30年2月2日(金)
- ※ 次回(第4回)は平成30年3月10日(土)です。
「事業者の支援をする 定期的な報告事項の支援知識を身につける」を予定しています。



研修
詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部 主催

- 開催日時 平成30年2月21日(水) 13:30~
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の2本立てです。
基礎と事例を一度に学ぶことができます。
- 対象者 会 員 (補助者の方は受講出来ません)
- 受講料 無 料
- 締 切 2月16日(金)
- ※ 「出入国管理法令集」をお持ちの方はご持参ください。



研修
詳細

決算書の見方と財務諸表に関する研修会

中小企業支援部主催

- 開催日時 平成30年2月22日(木) 13:30~15:00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 内 容 行政書士の業務で必要となる財務諸表の作成方法や変換方法等のポイント、決算書の見方についての研修会です。
簿記を知らない会員でも理解しやすいように実務的な内容の研修会を開催しますので、多くの会員からのお申込みをお待ちしています。
- 対象者 会員、補助者
- 講師 行政書士 金敷 裕
- 受講料 500円
- 締め切り 平成30年2月16日(金)

シリーズ「相続」研修会（第7回）

市民法務部 主催

毎回、充実した内容で好評のシリーズ相続研修会も終盤になってきました。第7回目は、市民で知っている人が少ない“信託”と“許認可手続き”について学びます。これを説明できれば、専門家としての信頼度も高まること間違いなし。これまでのシリーズを受講していなくても参加できますので、たくさんのお申込みをお待ちしています。

○開催日時

平成30年2月27日（火）13:30～16:50

○開催場所

栃木県行政書士会館2階

○研修内容、講師

シリーズ「相続」研修会 第7回

第1部 13:30～15:40

「信託に関する基礎知識」 講師＝関野義明 行政書士、家族信託専門士

第2部 15:50～16:50

「許認可手続きにおける相続」講師＝青木裕一 行政書士

○対象者

会員、補助者

○受講料

500円（各回500円かかります）

○締め切り

平成30年2月23日（金）

※全10回のシリーズですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。

※受講の申込みは、各回ごとをお願いします。

※第6回目は1月25日（木）に、「相続手続きの具体例①、②」の内容で開催します。1月22日まで申し込みを受け付けていますので、希望される方は会報12月号で詳細をご確認ください。

平成30年 新春交流会のご案内

今年も下記の内容で「新春交流会」を開催致します。
会員の皆様もぜひご参加ください。

日時：平成30年2月16日（金）16:00～

場所：宇都宮市上大曾町492-1

TEL 028-643-5555

「ホテル東日本宇都宮」大和西の間

※申込み方法は、事務局にお問い合わせください。



募 集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研 修 名	受講料	申込 ×切	申込		〒印 申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
2/7 著作権研修会(DVD研修)	500円	1/29			(1,500円)	
2/10 貨物自動車運送事業研修会(第4回)	500円	2/2			—	—
2/21 国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	2/16			—	—
2/22 決算書の見方と財務諸表に関する研修会	500円	2/16			—	—
2/27 シリーズ「相続」研修会(第7回)	500円	2/23			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

財務経理部からのお知らせ

1月は会費の納入月です。口座引落としの方は残高不足にご注意下さい。
 なお、会費については1月末日までに1月～3月分までの会費を納める
 こととなっております。(当会会則第20条第3項)
 皆様の御協力をお願い致します。

引落日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → 1月29日(月)
 上記以外の方 → 1月25日(木)

栃木県行政書士会会則
 第20条第3項 会費は、3か月を1期とし、4期に分納するもの
 とし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日(今回は第4期分に該当します。)

第1期分(4月～6月) → 4月末日
 第2期分(7月～9月) → 7月末日
 第3期分(10月～12月) → 10月末日
 ●第4期分(1月～3月) → 1月末日





平成29年度第3回幹事会開催

12月17日(日)さくら市喜連川の「ホテルニューさくら」会議室に於いて、平成29年度第3回幹事会が開催されました。

青木勇夫栃木県行政書士政治連盟会長のあいさつに続き、来賓各位のご祝辞をいただきました。ご出席いただいた先生方から、ご自身の近況と活動報告があり、常日頃から行政書士会のためにご活躍いただいている姿を伺うことができました。

その後、幹事35名中30名の出席があり、本会議は有効に成立する旨の報告の後議案審議に入りました。

議案第1号 平成29年度運動推進状況について

青木会長より、10月に実施された衆議院議員選挙についての報告があった後、監事による中間監査報告がありました。

議長は本件につき議場に質疑の有無を諮ったところ、質する者がいないため採決に移り、満場一致で承認可決されました。

議案第2号 栃木県行政書士政治連盟事業活動積立金管理規定の制定について

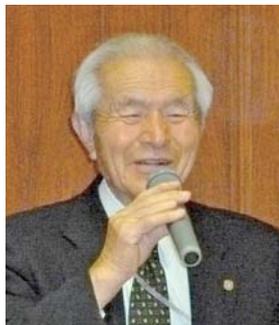
本件につき、具体的に内容説明があり、その後審議の結果、平成30年度第1回幹事会で再度上程される予定になりました。

以上で議案審議が終了し、引き続き議員連盟との意見交換会に入りました。

各先生方と幹事の間で、活発なやり取りが展開され、諏訪議員連盟会長からは、「行政書士には職務上代理権が付与されているのだから、申請にあたっては、代理申請をするべきである」とのご意見がありました。その後も事例報告や意見交換などが活発にあり、その後散会しました。

議員連盟の先生方には、行政書士会、ひいては地域住民のために、さらなるご尽力をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

(広報部 小室明男)





イシグロ、村上、そして三島

① 書く楽しみへの誘い

先日、瀬戸内寂聴のテレビインタビューを観ました。95歳を迎えさすがに体力の衰えは隠せませんが、精神力は老いてますます旺盛と感じました。そして「自分らしい楽しみを見つけて一日一日大切に生きる」と語っていました。では「楽しみは何か」という質問への答えは「書くことが楽しみで喜び、出家したのも書くため」でした。

その番組の少し前に、2017年度のノーベル文学賞に輝いた日本人ゆかりの小説家カズオ・イシグロと学生との討論番組を観ました。「小説家の心とは」という問いには「重要なことは心情を伝えること」と答えていました。書くことは、自身の思いを吐露することです。私も書くことが好きなのでお二人の発言はとても興味があります。そこでモノ書きの天才といわれながらノーベル文学賞を逸した三島由紀夫と、このところずっと下馬評先行の村上春樹、そして受賞を果たしたカズオ・イシグロ。この小説家御三家の人と作品に触れながら「書くこと」とは何かを考えたいと思います。

② ノーベル文学賞に if はない

冒頭、イシグロから入りましたので、表題の順序とは異なりますが三島由紀夫から始めたいと思います。

やや難解に感じる言葉遣いや文体は、遺作となった輪廻転生と幻想を加味した「豊饒の海」四部作が象徴的です。更に、三島が割腹自殺をした日にこの最終稿を出版社に送ったという因縁もあって後期を代表する作品となっています。私が第一部「春の雪」を読んだのは大学時代ですがその頃すでに「金閣寺」その他の作品によって名声は海外にも定着しノーベル文学賞の候補となっていました。当時、谷崎潤一郎が有力だったようですが、決まる前に急逝したので三島の名前が急浮上しました。しかしノーベル賞を審査する側にいた日本通人物の「日本は年功序列の国」という発言が決め手になって、三島はまだ若いから先に川端に賞を与えたようです。二人ともお互いの才能を尊敬し合う仲でしたので、川端の受賞に三島は心から拍手を送ったそうです。

歴史に if はありませんが、喉から手が出るほどノーベル賞を欲しがっていたといわれる三島がこの時に受賞していれば、恐らく割腹自殺は無かったろうといわれています。そして川端自身もずっと後年になって賞が与えられていれば、晩年の川端の自殺も無かったのではないかと囁かれています。

本稿を書くのに、書庫の奥に眠っていた「豊饒の海」全4冊を探しだし、久しぶりに読みました。

しかし購入時の美装箱入の面影はなく、本文は黄ばんで印刷文字も予想以上に劣化しており47年の時の経過をしみじみ味わいました。

文章を書くことは自らの思考を巡らせ、創造し、表現していくことだと思います。その意味で三島作品を読むと、書くことは心身に寄り憑いたものを表現しているようで、鬼気迫るものを感じました。

③ ジャズ喫茶がルーツの作家

村上春樹は小説家とともに米文学の翻訳家です。ジャズ喫茶でアルバイトをしながら開業資金を貯めて、夫婦で同様のお店を経営する傍ら翻訳と小説に励んだ努力の人です。

最初にブレイクしたのは渡欧の翌年1987年（昭和57年）に刊行された「ノルウェーの森」で、題名に惹かれて購入した思い出があります。しかし想像した内容とは若干違和感がありました。但しその後の作品に共通する豊富な音楽知識、映画やアメリカ文学に対する造詣の深さなどは随所に見られました。村上にとって書くことは、あり余る芸術の蘊蓄（うんちく）を登場人物の日常生活の行動で紡いでいるのか、と思ったりしました。

その後1992年に帰国、多くの賞を取りながら活動を続け、最近では「1Q84」3巻や「騎士団長殺し」2部作が話題ですが、どちらも文章は比較的平易ながら物語は難解というのが一般的な評価です。英語版にどう翻訳されるのか、比べてみるのも面白いかと思います。

米国滞在中から高い評価を受けた村上です。書きまくって来年こそ賞の獲得を願いたいものです。

④ イシグロに期待しつつ結語

カズオ・イシグロは日本人にとっても期待の星と言えます。現代文学における独自の領域を打ちたた作家と評価されているだけに、どれ位馴染める作品に出会えるか楽しみです。

実際に私の知っているのは2冊。「日の名残り」はナチスに協力して非難される貴族に仕えた執事の物語です。また「わたしを離さないで」は臓器提供の宿命を背負った子供達の世話をする介護人の話です。両方とも時代に振り回される人の悲しみを描きながら、深い眼差しで人間の尊厳に迫っています。

私たちは「書くサムライ業」です。読書の秋（とき）を、いささか難解でもノーベル賞関連作者と作風に触れて、文章づくりの腕を磨くのも一興かと思えます。（文中敬称を略しました。またもう一人のノーベル賞作家大江健三郎のことは機会があったら触れたいと思います）

（足利支部 吉沢文雄）

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成29年12月31日現在)

支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名		電 話	備 考
			所 在 地			
 栃木 小島 和之	H29.12.1	328-0011	中央行政書士事務所		090-4611-3897	
			栃木市大宮町 2136-9			
 宇都宮 前原 浩典	H29.12.1	321-0132	行政書士マエヒロ法務事務所		028-348-2087	
			宇都宮市雀の宮 6-3-75			
 栃木 牧野 陽子	H29.12.1	328-0006	牧野行政書士事務所		0282-27-2630	
			栃木市国府町 1200-27			
 宇都宮 手塚 亮式	H29.12.1	320-0012	プロシード行政書士事務所		028-680-5622	
			宇都宮市山本 1-3-34 ガウディウムサカモト 1F B号室			
 宇都宮 大町 裕之	H29.12.1	321-3223	大町行政書士事務所		028-667-8148	
			宇都宮市清原台 5-15-22			
 塩 那 那珂 道世	H29.12.1	329-2145	那珂行政書士事務所		0287-43-4010	
			矢板市富田 424-10 玉川ビル 415号			
 小 山 渡邊 喜信	H29.12.15	329-0201	渡邊行政書士法務事務所		090-1049-8442	
			小山市栗宮 1-9-9			

【退会】

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
宇都宮	見目 博克	H29.12.31	廃業	塩 那	山本 理佐	H29.12.31	廃業
佐 野	高橋貞二郎	H29.12.31	廃業	宇都宮	尾崎 成美	H29.12.31	廃業
芳 賀	光菅 博英	H29.12.31	廃業	塩 那	白久 浩康	H29.12.28	廃業
宇都宮	鈴木 克章	H29.12.31	廃業				

【行政書士法人の退会】

支 部	名 称	退会年月日	備 考
宇都宮	行政書士法人GOAL	H29.12.15	従たる事務所の廃止

【変更】

(平成29年12月31日現在)

支 部	氏 名	変更事項	変 更 内 容
栃 木	高橋 宏治	名称/所在地	行政書士 優リーガルオフィス 下都賀郡壬生町大字安塚 1923-1

編	新しい年を迎えました。	行政書士とちぎ 1月号 No.493 発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電 話 028-635-1411 (代) F A X 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei 編集 広報部 定価 250円 印刷所 有限会社 高久印刷
集	本年が皆様にとって	
後	実りの多い年となりますように。	
記	(専門員 中山 和彦)	



行政書士は

頼れる街の法律家



真野恵里菜



行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会・栃木県行政書士会

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

後援：総務省・栃木県

平成29年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマリン



©株式会社 1 監

行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00 年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん

まるくいく 028-638-0919